

令和4年(2022年)7月11日

(一社)長野県電設業協会長 様

長野県環境部長

## 令和4年度照明器具のPCB使用安定器に関する調査について(依頼)

長野県の廃棄物行政につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき策定した長野県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を進めているところですが、県として把握していない照明器具のポリ塩化ビフェニル使用安定器(以下「PCB使用安定器」という。)の存在が懸念されています。

県内のポリ塩化ビフェニル(PCB)を使用している照明器具の安定器の保有状況を把握し、一日でも早期に処理するため、昭和52年3月以前に建築された事業用建物(工場、事務所、倉庫、店舗兼住宅、マンション・アパート等の共同住宅含む)の所有者を対象とした調査を令和2年度から実施しておりますが、令和4年度は高濃度PCB廃棄物(安定器・汚染物)の処分期間の最終年度となることから、別添のとおり未回答者等を対象とした調査を令和4年7月12日付けで実施しますので、御承知願いますとともに、調査対象者から相談や調査依頼がありましたら、先般お送りした資料を参考に、調査対象者の調査に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、調査の概要及び調査票は、長野県のホームページ(<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/pcbanteikichosa.html>)からもご覧いただけます。

長野県環境部資源循環推進課

(課長) 滝沢 朝行 (担当) 梶田 剛志

電話番号 026-235-7165 (直通)

FAX 026-235-7259

電子メール pcb@pref.nagano.lg.jp

重要書類：必ずお読み下さい

4 資第 104 号  
令和 4 年(2022 年) 7 月 12 日

調査対象者 様

長野県環境部長  
( 公 印 省 略 )  
協力：環境省中部地方環境事務所

照明器具の PCB 使用安定器に関する調査と期限内処理について (最終依頼)

日頃より、本県の廃棄物行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、高濃度のポリ塩化ビフェニル (PCB) を使用している照明器具の安定器は、令和 5 年 (2023 年) 3 月 31 日までに全て廃棄処分することと法律で定められています。そのため、高濃度 PCB 使用照明器具を設置または保管されている可能性のある建物の所有者様又は建物を借りている事業者様を対象に保有に関する調査を進めてきました。

照明器具の PCB 使用安定器に関する調査については、令和 2 年 9 月、令和 3 年 8 月及び令和 3 年 12 月に対象者様に調査票を送付いたしましたが、令和 4 年 5 月末の時点でご回答いただけていないことから、環境省中部地方環境事務所の協力の下、あらためて最終のお願いをさせていただくものです。

高濃度 PCB 使用安定器の保有者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (PCB 特別措置法) に基づき、毎年届出が義務づけられているとともに、期限内に廃棄し、処理を行わなければなりません。長野県内にある高濃度 PCB 使用安定器は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (以下「JESCO という」) 北海道事業所において処理が行われており、処理期限である 令和 5 年 3 月 31 日までに JESCO への処理委託 (処理に関する契約) を終えていただく必要があります。

つきましては、調査対象者におかれましては、PCB 使用安定器がないか、添付した資料をもとに調査いただき、PCB 使用安定器調査事務局までご回答いただきますようお願いいたします。また PCB 使用安定器と判明した場合は、併せて処理委託の手続きをしていただきますようお願いいたします。

なお、処理期限を過ぎても PCB 使用安定器を処理しない場合、その保有者は 改善命令 を受ける可能性があります。また、改善命令を受けたにもかかわらず処理しなかった場合は、3 年以下の懲役もしくは 1, 000 万円以下の罰金または両方が併科されることがありますので、ご注意ください。

【回答方法】 調査票に必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒 (切手不要) にて、令和 4 年 8 月 26 日 (金) までに投函してください。

※ ご回答がない場合、電話等により問い合わせすることがありますのでご了承ください。

- テナント等建物を借りている場合は、建物の所有者に PCB 使用状況をご確認のうえ、ご回答ください。
- 使用中の照明設備は感電のおそれがありますので、調査は電気工事業者や専門の調査会社等 (建物の維持管理を委託している場合はメンテナンス会社) に相談するなど、安全な方法で実施してください。

【この調査に関するお問い合わせ先】

長野県 PCB 使用安定器調査事務局 (業務委託先： アクリーグ株式会社)  
TEL 0120-48-5684 (受付時間 土曜、休日、祝日を除く 9:00~17:00)

長野県環境部資源循環推進課

# 長野県内の照明器具のPCB使用安定器の保有に関する調査票

この調査票を **回答期限の令和 4 年 8 月 26 日(金)** までに返送してください。

郵送

本調査票に記入後、同封の返信用封筒（料金不要）でポストへ投函してください（なお令和 4 年 12 月 1 日以降に送付する場合は別途切手が必要です）。

又は

FAX 送信

本調査票に記入後、次の宛先へ送信してください。FAX 番号(フリーダイヤル)  
アクリーグ(株)内「長野県 PCB 使用安定器調査事務局」**0120-99-9113**  
(24 時間受付)

お問い合わせ窓口

長野県 PCB 使用安定器調査事務局  
(アクリーグ株式会社内)

電話番号 (フリーダイヤル) **0120-48-5684** (土曜、休日、祝日を除く 9 時~17 時)



使用中の照明設備は感電のおそれがありますので、調査はなるべく電気工事業者や専門の調査会社等（建物の維持管理を委託している場合はメンテナンス会社）に御相談ください。また、記録等がある場合はそれを基にご記入ください。なお、既に建物を取り壊している場合でもご回答ください。

調査対象情報	調査対象はあなたが長野県内で所有又は入居等により借りている下記住所の全ての建物です。建築物に使用されている照明器具中の安定器についてお伺いしております。対象となる建物が取り壊され、照明器具も全て処分している場合、下記の設問 1 に「いいえ」とご記入のうえ、ご返送のほどよろしくお願いたします。		
調査対象住所			
管理番号	調査対象者建物		
記入者情報	記入内容について問合せさせていただくことがありますので、必ず記入者名及び電話番号をご記入ください。		
記入年月日	令和	年	月 日 ( )
記入者氏名			
記入者住所	〒		
事業所名称	記入者電話番号		

## 問 1 あなたが所有又は入居等により借りている建物の建築時期について教えてください。

昭和 52 年(1977 年)3 月以前に建築された建物には、高濃度の PCB(毒性のある絶縁油)が使用された照明器具安定器が使用されている可能性があります。下記の設問にご回答ください。

所有又は借りている建物の建築時期は  
昭和 52(1977)年 3 月以前である。

はい ・ いいえ(調査終了)  
(複数の建物をお持ちの方は、1 つでも当てはまれば「はい」に○を付けてください。)

「いいえ」を選択した方は、調査終了です。「はい」を選択した方は裏面の問 2 へ。





## 問 2 あなたが所有又は入居等により借りている建物の用途について教えてください。

昭和 52 年(1977 年)3 月以前に建築された事業用の建物(工場、事務所、店舗、倉庫、事務所兼住宅や店舗兼住宅等)や、アパート・マンション等の共同住宅の共用部分(エレベーターや機械室を含む)の照明器具の安定器には PCB が使用されている可能性があります。また、現在廃業していても、過去に事業を実施していた場合は事業用の建物として PCB が含まれた安定器が使われている可能性があります。

<p>問 1 で「はい」と回答した物件は事業用の建物か共同住宅である。 (現在廃業していても事業用の建物に該当する場合や、アパート・マンション等の共同住宅の場合、建物の用途が不明の場合も「はい」に○を付けてください。)</p>	<p>はい ・ いいえ(調査終了) (複数の建物をお持ちの方は、1 つでも当てはまれば「はい」に○を付けてください。)</p>
---	---

「いいえ」を選択した方は、調査終了です。「はい」を選択した方は問 3 へ。

## 問 3 照明器具の交換状況について教えてください。

照明器具とは、蛍光灯ランプの他に下図に示すように安定器も含みます。



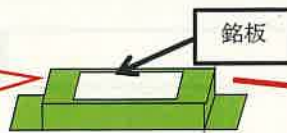
<p>問 2 で「はい」と回答した物件は、昭和 52 年 4 月以降に、全ての照明器具を交換し、処分している。 当てはまる回答に○を付けてください。 (全て交換済みであっても保管している照明器具や安定器があれば「いいえ」を選択してください。)</p>	<p>はい(調査終了) ・ いいえ (複数の物件をお持ちの方は、1 つでも当てはまらないものがあれば「いいえ」に○を付けてください。)</p>
---	---

「はい」を選択した方は、調査終了です。「いいえ」を選択した方は問 4 へ。

## 問 4 安定器に PCB が含まれているかどうか教えてください。

問 3 で「いいえ」と回答した建物については、PCB が含まれている安定器が設置または保管されている可能性があります。同封の「資料 2 安定器に PCB が含まれているかどうかを判別する方法」を参考にして必ず確認を行って下さい。

電球・丸型蛍光灯器具，一般家庭用照明器具には PCB は使われていません。



蛍光灯の安定器

照明器具のラベルまたは安定器の銘板を確認

<p>PCB が含まれた安定器を設置または保管している。</p>	<p>はい ・ いいえ ・ 不明 (複数の物件をお持ちの方は、1 つでも当てはまれば「はい」に○を付けてください。)</p>
<p>「はい」の場合はおおよその個数を記入ください。</p>	<p>「はい」の場合 設置: 約 個、保管: 約 個</p>

問 4 で「はい」と回答した場合は、後日県から処分の方法や必要な手続き等についてご案内いたします。

以上で調査終了です。御協力ありがとうございました。

送付いただいた調査票は返却いたしませんので、提出前に写しをお取りください。

## 資料1 まずはじめにお読みください

### 《建物所有者の方へ（建物を借りている方は建物所有者にご相談ください）》

建築年月が昭和52(1977)年3月以前の事業用の建物などには、高濃度PCBが含まれた安定器が使われている照明器具が設置されている可能性があります。高濃度PCBが含まれた安定器は、法律により令和5(2023)年3月31日までに全て廃棄処分する必要があります。それ以降は事実上処分できなくなってしまうことから、本調査にご協力いただき、お持ちの建物等に高濃度PCBが含まれた安定器がないかどうかを確認していただきますようお願いいたします。

#### ＜お願いすること＞

#### 1 探す

- ① お持ちの**全ての**建物の建築年月、利用用途、照明器具の交換状況を調べる。
- ② **倉庫**などに取り外された**照明器具や安定器が保管されて(残されて)いないかどうか**を調べる。

#### 2 判別

- ① お持ちの**全ての**建物は、**昭和52(1977)年4月以降**に建てられたものか。
- ② 昭和52(1977)年3月以前の建物は、**事業用**として使っていた建物や共同住宅かどうか。
- ③ 昭和52(1977)年3月以前の事業用建物等の照明器具は、**全て交換し、処分**しているかどうか。
- ④ 同封の「資料2 安定器にPCBが含まれるかどうかを判別する方法」をお読みいただき、設置又は保管されている**安定器が、PCB不使用かどうかを判別**する。
- ⑤ ④でPCB不使用と判別できなかった(**PCBが含まれている可能性が残る**)安定器について、**製造メーカーへ問い合わせ**、PCBが含まれているかどうか確認する。

判別方法でご不明な点は、以下の**長野県PCB使用安定器調査事務局**へお問合せください。

電話番号 0120-48-5684 (通話無料・フリーダイヤル)

9:00~17:00 (土曜、休日、祝日は除く)

#### 3 回答

調査票の問いに回答し、同封の返信用封筒に入れ返送してください。借主から相談された建物所有者の方は、判別結果について、借主へお伝えください。

メーカーへ確認し、PCBが含まれた安定器をお持ちと判明した場合、調査票にご回答いただけましたら、長野県から処分の方法や必要な手続き等についてご案内させていただきます。

#### ＜照明器具がある場所、安定器が残されていることがある場所の例＞

使われていない照明器具が撤去されずに残っていることや、**照明器具が交換されていても古い安定器だけが配線が切断された状態などで残ったまま**になっていることがあります。特に、外灯や高天井に使われる水銀灯は、照明灯と安定器の設置場所が離れている場合があるため注意が必要です。

照明器具が設置されている場所	安定器が残されていることがある場所
事務室や工場の天井、壁際、梁	更新した器具の近くの天井、天井裏、梁
建物の敷地内の屋外灯	LEDランプに交換した照明器具の中
建物の外壁、屋上	屋外灯が付いていた照明用ポールの中
エレベータの天井	屋外・屋内の <b>倉庫、電気室、機械室</b> 等の
屋外・屋内の <b>倉庫、電気室、機械室</b> など	<b>片隅の段ボールや箱の中</b>

裏面に続く

## PCB(ポリ塩化ビフェニル)とは

PCBは、化学的に安定しており、熱に強く電気を通さない性質があるため、変圧器やコンデンサー、照明器具などの電気機器などに広く利用されてきました。しかし、カネミ油症事件が発生し、人体への有害性が明らかとなったため、昭和47(1972)年に製造が禁止され、昭和52(1977)年4月以降は流通していないとされています。

## 安定器とは

安定器は、照明器具の裏側などに設置され、電灯のちらつきを安定させる装置のことです。照明器具の種類によって、蛍光灯安定器、水銀灯安定器、ナトリウム灯安定器があります。



## 参考 照明器具以外に PCB が含まれている機器

安定器以外にも変圧器やコンデンサーにも PCB が含まれているものがあるため、以下の機器が有る場合は、管理している電気主任技術者や電気管理会社へご相談いただき、PCB が含まれているかどうかの確認をお願いします。



変圧器 (トランス)



コンデンサー



キュービクル

変圧器やコンデンサーはキュービクルの中に収納されていることがあります。

## <Q & A>

### Q. 調査対象は、なぜ昭和52(1977)年3月以前に建築された建物なのか？

A. 高濃度 PCB が含まれた安定器が使用されている照明器具は、昭和52年4月以降は流通していません。そのため、昭和52(1977)年3月までに建築された建物を調査対象としています。

### Q. 昭和52年3月以前の建物は、全ての建物が調査対象なのか？

A. 家庭用の照明器具（電球や丸型蛍光灯）には、PCB が含まれた安定器は使われていないことが分かっています。  
事務所や工場、店舗、倉庫などの事業用の建物や共同住宅の共用部分を調査対象としています。

### Q. PCB が含まれた安定器が見つかった場合はどうすればよいのか？

A. 照明器具の所有者は、処分業者である中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）への処分委託手続き、並びに長野県への届出が必要となります。  
処分手続き及び届出については、同封した「PCB 使用安定器と判明した場合の手続き」をご覧ください。  
環境省の「PCB 早期処理情報サイト」に情報がまとめられています。  
<http://pcb-soukishori.env.go.jp/>（検索サイトにて「環境省 PCB 早期処理」で検索。）

### Q. 調査・交換費用や処分費用などに補助はないか？

A. 中小企業者等への助成制度や財政投融資制度があります。同封した「PCB 使用安定器と判明した場合の手続き」をご覧ください。

法律の期限を越えて PCB を所持していた場合には、法律に基づく行政処分など不利益が想定されますので、本調査の趣旨をご理解いただき、調査へのご協力をお願いいたします。

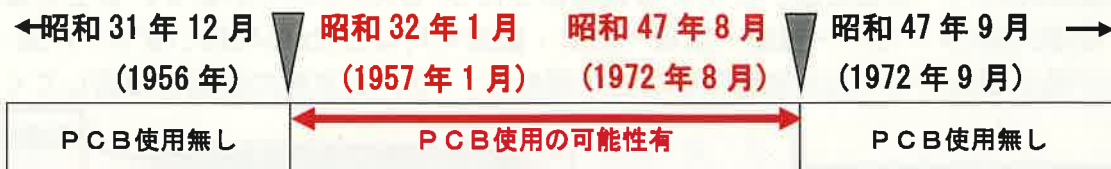


## 資料2 安定器に PCB が含まれているかどうかを判別する方法

《建物所有者の方へ（建物を借りている方は建物所有者にご相談ください）》

昭和 32(1957)年 1 月から昭和 47(1972)年 8 月にかけて製造\*された安定器（照明のちらつきをなくす電気機器）には PCB（毒性のある絶縁油）が含まれている可能性があります。以下の方法に従ってご確認ください。

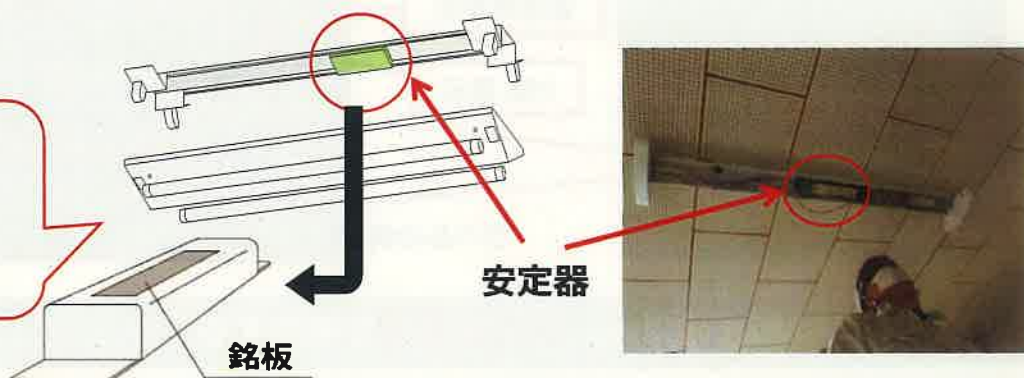
国内メーカーで昭和 31(1956)年 12 月以前及び昭和 47(1972)年 9 月以降に製造\*された安定器については、PCB が含まれる安定器はありません。



\*この製造年別の判別は、東芝・日立関連や外国製など一部の機器については該当しない場合があります。

### 例：蛍光灯安定器

電球や丸型蛍光灯、一般家庭用の照明器具には PCB は含まれていません。



### 調査にあたっての注意事項

- 使用中の照明設備は感電のおそれがありますので、調査はなるべく電気工事業者や専門の調査会社等（建物の維持管理を委託している場合はメンテナンス会社）にご相談ください。
- 建物の竣工図書、過去に実施した調査の記録等がある場合には、それをもとに PCB を含む安定器かどうかを判断してください。なお、これまでに行った調査がサンプル調査であった場合は、調査漏れにより PCB を含む安定器が調査後に見つかった事例もあるため、今一度全ての安定器についてご確認ください。
- 照明器具の設置高さに応じて、以下を参考に、安全に十分留意して調査してください。
  - ▶ 事務所や店舗等の通常の高さの天井に設置されている場合：脚立等を使用
  - ▶ 3 m 以上ある天井や屋外の高所に設置されている場合：ローリングタワー、可搬式高所作業リフト、高所作業車等を使用
- 安定器が破損している場合や、液漏れが発生している場合は、漏れた油が直接皮膚に付かないようにゴム手袋などの保護具を着用し、取扱いに十分注意してください。
- 水銀灯やナトリウム灯は、照明器具と安定器が離れて設置されている場合があります。（天井に付いているランプの安定器が壁面に取り付けられているなど）
- 安定器と離れた照明器具内に、別置きコンデンサーが設置されている場合があります。その場合は、安定器又は別置きコンデンサーの製造メーカーへお問い合わせください。

安定器に PCB が含まれているかどうかを判別する方法の不明な点について

長野県 PCB 使用安定器調査事務局（株式会社アクリーグ内）

電話番号 0120-48-5684（通話無料・フリーダイヤル）

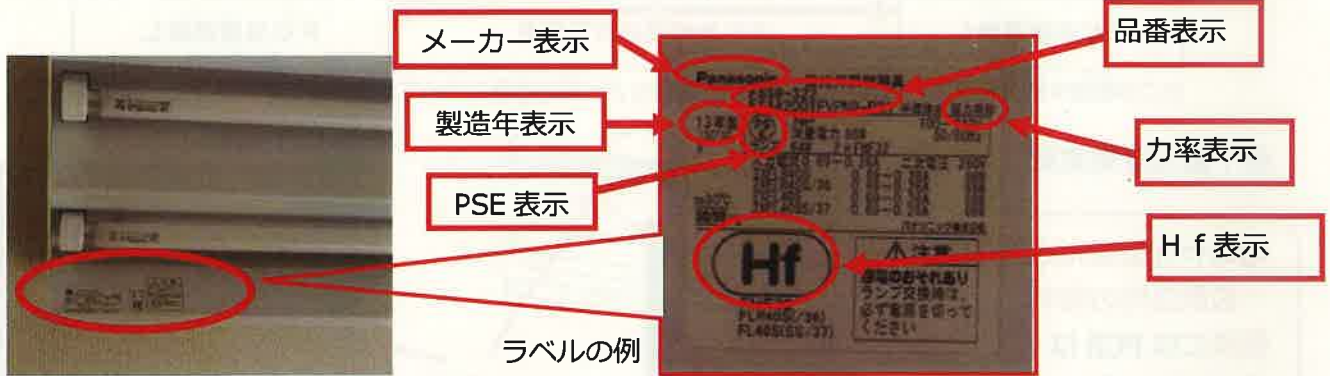
受付時間 9:00～17:00（土曜、休日、祝日は除く）

# 判別方法

まず、(1)の方法により照明器具のラベルを確認し、PCB不使用かどうかを判別してください。PCB使用の可能性が残る場合は、(2)の方法により安定器の銘板を確認し、PCB不使用かどうかを判別し、なおPCB使用の可能性が残る場合は、(3)により製造メーカーへお問い合わせください。水銀灯やナトリウム灯は安定器の銘板を確認し、(2)(3)により判別してください。

## (1) 照明器具のラベルを確認し、PCB 不使用か判別する

照明器具のカバーなどには、左下の写真のようにラベルが貼られています。安全を確保しながら、記載内容(メーカー・種類・品番・力率・製造年月など)から判別します。PCB 使用の可能性が残る場合やラベルが読めないなどの場合は、(2) 安定器の銘板を確認してください。





## (2) 安定器の銘板を確認し、PCB 不使用か判別する

照明器具のラベルによる判別が困難な場合には、照明器具カバー、反射板等を取外し、安定器の銘板記載内容(メーカー・種類・品番・力率・製造年月など)から判別します(照明器具内に別置きコンデンサーがある場合は、別途コンデンサーメーカーへ確認が必要です)。



ラベルや銘板に記載の内容が、以下①～⑨のいずれか1つでも該当すれば、PCB 不使用と判別できます。ただし、東芝・日立関連の照明器具は一部例外品が存在するため、東芝・日立関連の照明器具で⑥～⑨のいずれかに該当する場合は、メーカー確認が必要です。

- ① 力率の表示が 0.85 未満又は 85%未満(低力率型)のもの<sup>※1</sup>
- ② Hf ランプ使用のもの
- ③ 「PSE」 マークの表示があるもの
- ④ 電子式安定器又はインバータの表示があるもの
- ⑤ 次ページ「PCB 不使用安定器メーカー名情報」と同一表記のメーカー名のもの
- ⑥ 「PCB 不使用」や「NO PCB」などの表示があるもの<sup>※2</sup>
- ⑦ 製造年が昭和 31(1957)年 12 月以前、又は昭和 47(1972)年 9 月以降のもの<sup>※3</sup>
- ⑧ 三角通番号  「61-0000」の0000の番号が4742以上のもの<sup>※3</sup>  
(三角通番号が「10-0000」で始まる場合は、番号による判別は不可能)
- ⑨ 以下の記号表記があるもの(\*\*\*は数字)<sup>※3</sup>



※1 力率計算・測定により判別できる場合あり  
 ※2 東芝関連はメーカーへ確認必要  
 ※3 東芝・日立関連はメーカーへ確認必要



# PCB **不使用** 安定器メーカー名情報

(安定器銘板記載のメーカー名の表記が以下と同一の場合は PCB **不使用**)

(令和3年度 PCB 廃棄物等の適正な処理に関する説明会資料「第1部(3)」より作成) 2022年4月現在

## 昭和47年9月以降の設立で PCB **不使用** としているメーカー名表記 (関連会社であっても同一でなければ確認が必要)

ウエストン (株)	ウシオライティング (株)	NECシルバニア (株) 日本電気シルバニア (株)	NECホームエレクトロニクス (株) 日本電気ホームエレクトロニクス (株)
NECライティング (株)	(株) 遠藤照明	オーデリック (株)	オーヤマ照明 (株)
コイズミ照明 (株)	コイト電工 (株)	(株) コーセイジャパン	(株) GSユアサ
四変テック (株)	ダイア蛍光 (株)	ダイヘン電設機器 (株)	DNライティング (株)
(株) 東光高岳	ニッポ電機 (株)	日本エヴァレイ (株)	パナソニック (株) (Panasonic)
パナソニック電工 (株) (Panasonic)	日立アプライアンス (株)	日立ライティング (株)	日立グローバルライフソリューションズ (株)
プリンス電機(株)	(株) ホタルクス	(株)MARUWA SHOMEI	三菱電機照明 (株)

※ 昭和47年9月以降設立の会社でも、上記に無い会社については承継会社に確認が必要です。 ※ (株) は「株式会社」表記の場合もあります。

## 昭和47年8月以前の設立で PCB **不使用** としているメーカー名表記 (別置きコンデンサーがあれば確認が必要)

(株) 梅電社	小泉産業 (株) (ヒカリ蛍光灯)	四国変圧器 (株)	ニッポ (株)
藤井電機工業 (株)	マックスレイ (株)		

※ 上記6社製造で、昭和47年8月以前に製造された安定器の場合、安定器本体は PCB 不使用ですが、照明器具内に別置きされたコンデンサーがある場合には、そのコンデンサーに PCB が使用されている可能性があるため、当該コンデンサーの製造メーカーへ確認が必要です。

### (3) メーカーへ問い合わせ、PCB が含まれているか確認する

## 安定器メーカー問合せ先リスト

(日本照明工業会HPより作成) 2022年4月現在

	製造メーカー名	問合せ先	電話番号等
1	伊東電機 (株)	品質保証部	0295-56-2101
2	岩崎電気 (株)	CSセンター	048-554-1124
3	ウシオ電機 (株)		03-5657-1036
4	ウシオライティング (株)	品質保証センター	0790-22-6371
5	(株) 梅電社 (スター)	大阪	06-6333-0004
		東京	03-3944-1651
6	NEC	(株) ホタルクス お客様相談室	0120-52-3205
7	大山電機工業	オーデリック (株)	03-3332-1123
8	(株) 共進電機製作所		06-6309-2151
9	金門電気	(株) MARUWA SHOMEI 本社	<a href="https://www.maruwa-shomei.com/support/pcb.html">https://www.maruwa-shomei.com/support/pcb.html</a>
10	コイト電工 (株) 【旧：小糸工業】	営業統括部 光電システム事業推進グループ	045-826-6820
11	小糸工業	コイト電工 (株) 営業統括部光電システム事業推進グループ	045-826-6820

	製造メーカー	問合せ先	電話番号等
12	三洋電機	パナソニック(株) お客様相談センター	0120-878-709
13	シャープ(株)	お客様相談センター	0120-508-562、 0570-550-189(ナビ)
14	新日本電気	(株) ホタルクス お客様相談室	0120-52-3205
15	星和電機(株)	品質保証部	0774-55-9318
16	大光電機(株)	品質保証部 CSセンター	072-962-8437
17	大日本塗料・大亜蛍光工業・ニッポ電機	DNライティング(株) 総務部	0463-22-1946
18	ダイヘン電設機器(株) ヘルメス機器工場 【旧：ヘルメス電機】	四変テック(株) 電子機器事業部 営業部 /品質管理部	0877-33-2323
19	東京芝浦電気	東芝ライテック(株) 商品ご相談センター	0120-66-1048
20	東芝電材	東芝ライテック(株) 商品ご相談センター	0120-66-1048
21	(株) 東光高岳【旧：東光電気】	(株) 東光高岳 電力プラント事業本部	03-6371-4468
22	日本真空電機	プリンス電機(株) 営業部	045-501-4722
23	日本電池	(株) GSユアサ お客様相談室	0120-43-1211
24	(株) 光電器製作所		06-6962-2681
25	日立製作所	日立グローバルライフソリューションズ (株) 照明サービスセンター	0120-335-762
26	藤井電機工業(株)	営業担当	072-227-8125
27	扶桑電機工業(株)	照明部	03-3474-1200
28	ヘルメス電機	四変テック(株) 電子機器事業部 営業部 /品質管理部	0877-33-2323
29	松下電工 松下電器産業 三洋電機	パナソニック(株) お客様相談センター	0120-878-709
30	(株) MARUWA SHOMEI	本社	03-5484-6051
31	三菱電機	三菱電機照明(株) 品質保証部サービス課	0467-41-2773
32	山田照明(株)	カスタマーセンター	03-3253-4810
33	(株)リード		048-529-2731
34	和光電気	東芝ライテック(株) 照明ご相談センター	0120-66-1048

### ● PCB を含む安定器かどうか？

**銘板の内容**(メーカー・種類・品番・力率・製造年月など)を記録し、**本資料**、**JESCO HP**(<https://www.jesconet.co.jp/customer/bunbetsusokushin.html>)、**日本照明工業会 HP**(<https://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>)、又は**経済産業省説明会 HP**([https://www.meti.go.jp/policy/energy\\_environment/kankyokeiei/pcb/R3\\_setsumeikai.html](https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyokeiei/pcb/R3_setsumeikai.html))の資料「**第1部(3) 照明器具安定器の適正処理について**」を参考に判別し、**PCB 使用の可能性が残る安定器**は、上記「**安定器メーカー問合せ先リスト**」から製造メーカーへ問合せ、PCB が含まれているかどうかを確認してください。

**銘板が読めない**など判別できない場合、**PCB 使用安定器**として取り扱ってください。

## PCB使用安定器と判明した場合の手続き

PCB使用安定器と判明した場合、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法）で定められた処分期限までに処分が必要であるほか、その保管・処分状況等について県へ届出が必要です。

## PCB使用安定器の処分手続きについて

高濃度PCB使用安定器は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法）で定められた処分期限（令和5年3月31日）までに処分が必要となります。また、処分は中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）北海道事業所へ委託する必要があります。

JESCOへ処分委託するには事前に登録が必要です。登録手続きについてはJESCOホームページをご覧ください。登録担当（03-5765-1935）までお問い合わせください。

※中小企業者等には助成制度がありますので、併せて裏面もご確認ください。

JESCOホームページ (<https://www.jesconet.co.jp/business/index.html>)

廃棄物の種類		処分期間	処分委託先
高濃度PCB 廃棄物	変圧器・コンデンサー等	令和4年(2022年) 3月31日まで(終了)	中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO北海道事業所)
	安定器・汚染物等	令和5年(2023年) 3月31日まで	
低濃度PCB廃棄物		令和9年(2027年) 3月31日まで	無害化処理認定施設等

## 保管・処分状況等の届出について

PCB使用安定器と判明した場合は、速やかに管轄する地域振興局（長野市又は松本市の場合は当該市）に保管及び処分状況等の届出が必要です。

※前年度の保管・処分状況等について毎年度6月30日までに届出が必要となるほか、保管場所を変更した場合や、全てのPCB含有機器等を処分した場合等にも届出が必要となります。

※届出の詳細については県ホームページをご覧ください。長野県PCB使用安定器調査事務局（0120-48-5684）までお問い合わせください。

県ホームページ (<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/shinse/recycling/pcbhaikibutsu/index.html>)

保管場所・使用場所	提出先
上田市・小諸市・佐久市・東御市・南佐久郡・北佐久郡・小県郡	佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課 〒385-8533 佐久市大字跡部65-1
飯田市・伊那市・駒ヶ根市・上伊那郡・下伊那郡・木曾郡	上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課 〒396-8666 伊那市荒井3497
岡谷市・諏訪市・大町市・茅野市・塩尻市・安曇野市・諏訪郡・東筑摩郡・北安曇郡	松本地域振興局 環境・廃棄物対策課 〒390-0852 松本市大字島立1020
須坂市・中野市・飯山市・千曲市・埴科郡・上高井郡・下高井郡・上水内郡・下水内郡	長野地域振興局 環境・廃棄物対策課 〒380-0836 長野市大字南長野南県町686-1
長野市	長野市 廃棄物対策課 〒380-8512 長野市鶴賀緑町1613
松本市	松本市 廃棄物対策課 〒390-0851 松本市島内7576-1



# PCB廃棄物処理等に係る支援制度について

## ◎中小企業者等軽減制度（高濃度PCB廃棄物の処分・収集運搬費用）

高濃度PCB廃棄物の処分は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）北海道事業所へ委託する必要がありますが、中小企業者等の方々が処分委託する場合、処分費用及び収集運搬費用に係る軽減制度※があります。

助成制度の条件等の詳細については、JESCOホームページをご覧ください。中小軽減担当（0120-808-534又は03-5765-1920）へお問い合わせください。

JESCOホームページ ([https://www.jesconet.co.jp/customer/discount\\_03.html](https://www.jesconet.co.jp/customer/discount_03.html))

対象者	処分費用・収集運搬費用の助成割合
中小企業者、個人事業主、中小企業団体等	70%助成
個人、破産管財人等	95%助成

※ JESCO登録後に助成申請可能となりますので、未登録の方は事前に登録手続きが必要です。

## ◎LED照明導入促進事業（照明器具のPCB含有調査・交換費用）

中小企業者等の方々が、照明器具安定器のPCB使用の有無について調査する場合や、PCB使用照明器具をLED照明器具に交換する場合は、調査費用や交換費用に係る補助制度※があります。

対象者	事業内容と補助割合
中小企業者、中小企業団体、 個人事業主、個人等	①調査事業：10分の1（上限50万円）
	②交換事業：3分の1
	③調査交換事業：調査費用の10分の1（上限50万円） 交換費用の3分の1

※ 事前申請が必要です。また、令和4年度の申請締め切りは令和5年1月31日（火）15時必着となります。

・申請手続きや補助制度の条件等の詳細については、受付機関である公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団のホームページをご覧ください。技術部LED補助金事務局（03-4355-0161）へお問い合わせください。

産業廃棄物処理事業振興財団ホームページ ([https://www.sanpainet.or.jp/pcb\\_led/](https://www.sanpainet.or.jp/pcb_led/))

## ◎財政投融资（PCB廃棄物処理に係る融資）

中小企業者等の方々がPCB廃棄物を処分する場合、必要な運転資金に係る融資制度があります。手続きや条件等については受付機関である日本政策金融公庫のホームページをご覧ください。事業資金相談ダイヤル（0120-154-505）又は各支店までお問い合わせください。

日本政策金融公庫ホームページ (<https://www.jfc.go.jp/>)

種類（環境・エネルギー対策資金）	支店名	住所
国民生活事業 （国民一般・小規模事業者向け）	長野支店	長野市三輪田町1291
	松本支店	松本市中央1-4-20（日本生命松本駅前ビル）
	小諸支店	小諸市相生町3-3-12（小諸商工会議所会館）
	伊那支店	伊那市荒井3413-2
中小企業事業（中小企業者向け）	松本支店	松本市中央1-4-20（日本生命松本駅前ビル）

不明な点などありましたら、下記までお問い合わせください。

お問合せ窓口： 長野県PCB使用安定器調査事務局

業務委託先： アクリーグ株式会社

電話： 0120-48-5684（フリーダイヤル） 土日、休日、祝日を除く9:00~17:00